

三鷹市立小・中学校長 様

三鷹市教育委員会

教育長 貝ノ瀬 滋

緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について

各学校におかれましては、令和 3 年 6 月 21 日付 3 三教指第 589 号「まん延防止等措置の適用に伴う三鷹市立小・中学校の対応」により、徹底した感染症対策と児童・生徒の学びの保障との両立に御尽力いただき感謝申し上げます。

国は、緊急事態宣言の発出を決定し、東京都を 7 月 12 日から 8 月 22 日まで、緊急事態措置として、都民に対する日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、事業者に対する休業や営業時間短縮、イベント等の開催制限等の要請を実施することとしました。

三鷹市立小・中学校においては、新型コロナウイルス感染症の変異株による若年層への感染リスクが高いことを踏まえ、下記のとおり、学校や家庭での感染症対策を一層徹底してください。特に、部活動や学校内外での飲食等による感染事例が見られていることから、マスクの着用や黙食の徹底、放課後に学校での用事が済んだ後の速やかな帰宅など、児童・生徒への感染症対策の指導をお願いします。夏季休業期間においても、日中も含めた不要不急の外出・移動自粛、友達との会食をしないなど、児童・生徒への感染症対策の指導を徹底するとともに、保護者の皆様への周知をお願いします。児童・生徒へ指導を行う教職員等においても感染症対策の更なる徹底を図るとともに、都民からの信頼を損なう行動を厳に慎むよう、改めて注意喚起をお願いします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかな対応をお願いします。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

2 児童・生徒に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3 密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時（始業前）の健康チェック
- 教室等における密集の回避
- 30 分に 1 回以上換気
- 授業終了後は速やかに帰宅する。

(2) 学習活動について

○現在の感染状況を鑑み、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

(例)

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭科における調理実習
- ・体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

(3) 部活動について

○都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」や「緊急事態宣言中の三鷹市立中学校部活動ガイドライン」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。

○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。

- ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は実施しない。
- ・プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
- ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

(4) 学校行事について

○都内における校外での活動は可能とし、都外における校外での活動は延期又は中止する。都内で実施する場合は、参加人数や移動手段、活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。

宿泊を伴う行事について、緊急事態宣言期間中は、その期間に実施予定の学校は、実施を延期する。

(5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

(黙食の徹底)

○児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(6) 放課後や休日、夏季休業日における感染症予防策及び生活指導の徹底

○小学校の「三鷹市地域子どもクラブ」については、(2) 学習活動についてを参考に、感染症対策を十分に講じた上での実施は可能とする。

○夏季休業中の水泳指導については、三鷹市の「コロナ禍における安全な水泳指導を実施するためのガイドライン」に基づき実施することは可とするが、ガイドラインに基づいて実施することができないと校長が判断する場合は、実施しない。

- 放課後に学校での用事が済んだ後は速やかに帰宅する。
- 繁華街やカラオケ、ゲームセンター等に行かない。
- 日中も含めた不要不急の外出・移動は避ける。
- 友達の家で遊ばない。
- 友達と会食しない。
- 食事中は会話しない。
- 旅行はしない。

3 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動をお願いする）

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

- 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。
- 繁華街に外出しない。
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒を無理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒

4 教職員の勤務

教職員については、原則として、学校に出勤し、教育活動等に従事するものとする。ただし、感染症対策の趣旨を踏まえた上で、校務に支障がない範囲で、教職員の自宅勤務や時差通勤を認めることができる。

（従前の令和2年5月25日付2教総総第518号通知「2」「(5)」のとおり）

なお、緊急事態宣言下における夏季休業期間中は、校務に支障がない範囲で、上記の自宅勤務や時差勤務の一層の活用を検討されたい。

5 教職員等の健康管理の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際も必ずマスク着用）
- 毎朝検温、健康観察（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- 出勤時の健康チェック（健康チェック票に検温結果等を記録）
- 委託事業者に対しても健康管理を徹底すること

(2) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

（黙食の徹底）

- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(3) 勤務時間外や家庭における感染症予防策の徹底

- 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。
- 繁華街に外出しない。

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（同居者等の家族にも協力を再度要請）
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒

6 児童・生徒への個別の配慮

- 特に配慮が必要な児童・生徒に対しては、必要に応じて個別に対応する。
- 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。
- 令和3年4月28日付3教指第232号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・生徒の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

【担当】

統括指導主事 星野 正人

電話 0422-45-1151(内線 3246)